

6. 災害対応



6-1 法テラスにおける災害対応

大規模災害は、広範囲かつ長期的に多数の被災者の生命・生活に深刻な影響を及ぼす。それに伴い、多数の被災者が、不動産・二重ローン・相続・損害賠償などさまざまな法的問題を抱えることになる。被災地の復旧・復興を図り、被災者が平穏な生活を取り戻すためには、被災者の司法アクセスを確保し、これらの法的問題を解決していくことが不可欠となっている。

1 東日本大震災への対応

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」）直後、被災者への法的支援は、主として従来の情報提供業務と民事法律扶助業務の中で行われていた。しかしながら、民事法律扶助業務においては、被災者であっても資力要件を満たす必要がある点や、費用の立替えの対象となる事件が限定されていることなどが、被災者への法的支援にはそぐわないとして疑義が呈されることがあった。そこで、平成24年3月23日、被災者の実情により即した法的支援を目的とする「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「法テラス震災特例法」）が成立し、同年4月1日から施行された。これにより、法テラスは、総合法律支援法の定める業務に加え、東日本大震災法律援助業務を行うこととなった。

法テラス震災特例法による新たな制度には、被災者の実情に沿った支援を可能とする工夫が盛り込まれ、既存の民事法律扶助制度に比べ、被災者が法的支援を受けやすいものとなっている。具体的には、震災当時、被災地に住居や営業所等があった者であれば、資力を問わず援助を受けられること、裁判所の手続のほか原発ADRなどが代理援助・書類作成援助の対象となること、事件の進行中は立替金の返済が猶予されること、などが特色である。

2 総合法律支援法改正と被災者法律相談援助

法テラスは、法テラス震災特例法に基づく事業等により、被災者に対する法的支援についてもその一翼を担うようになった。他方で、東日本大震災被災者への法的支援を通して、大規模災害の被災者に対する迅速・適切な法的支援を行うための仕組みや制度創設の必要性なども認識されるようになった。

すなわち、東日本大震災被災者に対する支援として成立した法テラス震災特例法は、その施行までに1年以上を要しており、大規模災害の都度特例法を制定するのでは、即応性の点で不十分である、というものである。そして、今後起こりうる大規模災害に備え、被災者が抱える多種多様な法的問題解決の迅速な道筋をつけられるような法的支援の恒久的仕組みを、法テラスの基本法である総合法律支援法の中に予め定めておく必要性が指摘された。

このような議論を踏まえ、東日本大震災から5年後の平成28年5月27日、総合法律支援法が改正され、同年6月3日に公布された。これにより、新たな制度となる「大規模災害の被災者に対する法律相談援助制度」（以下「被災者法律相談援助」）が、法テラスの業務となった。

この改正総合法律支援法は、平成28年（2016年）熊本地震（以下「平成28年熊本地震」）発生時にはまだ国会で法案審議中であったが、その後成立し、同年7月1日、被災者法律相談援助が政令により平成28年熊本地震に適用されることとなった。そして、地震発生の日から1年間となる平成29年4月

13日まで、被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談が実施された。

なお、この被災者法律相談援助は、その後第2例目として、「平成30年7月豪雨」（西日本豪雨）に適用された（後述）。

3 被災者への情報提供

被災者がまず必要とするのは、法的支援制度に関する情報も含めた各種情報である。

法テラスでは、東日本大震災後、法テラス・サポートダイヤルによる情報提供のほかに、被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）を開設し、被災者の生活再建に役立つ法制度や各種手続、相談窓口などの情報提供を行っている。

また、メールによる問合せにも対応するほか、ホームページ上に各災害から派生する法的トラブルに関するQ&Aを掲載した特設ページを開設するなどし、被災者への情報提供を拡充している。

資料 6-1 法テラス災害対応年表

年	月・日	内 容
平成23年	3月11日	東日本大震災発生
	3月12日	理事長を本部長とする東日本大震災対策本部発足
	3月23日	日本弁護士連合会並びに東京三弁護士会と共催で電話相談を開始（以降順次、仙台弁護士会（4月11日）、日本司法書士会連合会（4月18日）、岩手弁護士会（5月23日）とも共催で電話相談を実施）
	3月31日	避難所等において、民事法律扶助制度による巡回法律相談開始
	9月21日	被災者対応のため業務方法書を改正（民事法律扶助制度の特例措置）、法務大臣認可
	10月2日	・被災地出張所「法テラス南三陸」を開所（以降、平成25年3月までにさらに6か所の被災地出張所を開所） ・各出張所で「よろず相談」を順次開始
	10月3日	被災者を対象とした民事法律扶助制度の特例措置開始（平成24年3月31日まで）
	11月1日	コールセンターに被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）を開設し、情報提供を開始
	11月22日	「東日本大震災相談実例Q & A集」を10万部発行
平成24年	3月29日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）公布
	4月1日	・法テラス震災特例法施行（平成27年3月31日まで） ・法テラス震災特例法による被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談等（東日本大震災法律援助業務）を開始
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年	4月14日	平成28年熊本地震発生
	4月18日	平成28年熊本地震に関するQ & Aを掲載した特設ページをホームページに開設
	5月14日	被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）を平成28年熊本地震被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	6月3日	・総合法律支援法の一部を改正する法律（改正総合法律支援法）公布 ・大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談（被災者法律相談援助事業）が創設される
	7月1日	・改正総合法律支援法により被災者法律相談援助事業が施行 ・政令により平成28年熊本地震に同事業が適用され、業務開始（平成29年4月13日まで）
平成29年	7月5日～ 7月6日	平成29年7月九州北部豪雨発生
	7月11日	平成29年7月九州北部豪雨に関するQ & Aを掲載した特設ページをホームページに開設
平成30年	3月30日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の2度目の延長が決定（令和3年3月31日まで）
	6月18日	大阪府北部地震発生
	6月28日～ 7月8日	平成30年7月豪雨発生
	7月11日	平成30年7月豪雨に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設
	7月14日	・平成28年熊本地震に続き、政令により平成30年7月豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和元年6月27日まで） ・被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）を平成30年7月豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	9月4日	台風第21号日本上陸（徳島県南部）
	9月6日	平成30年北海道胆振東部地震発生
	9月14日	平成30年北海道胆振東部地震に関するQ & Aを掲載した特設ページをホームページに開設

業務	情報提供業務	民事法律扶助業務		震災法律援助業務
		一般法律相談援助	被災者法律相談援助	震災法律相談援助
根拠法令 条文	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 (法律第74号) 施行日：平成16年6月2日 (第30条1項1号)	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 (法律第74号) 施行日：平成16年6月2日 (第30条1項2号)	総合法律支援法の一部を改正 する法律(改正総合法律支援 法) 成立日：平成28年5月27日 (法律第53号) 施行日：平成28年7月1日 (第30条1項4号)	東日本大震災の被災者に対する 援助のための日本司法支援セン ターの業務の特例に関する法律 (法テラス震災特例法) 成立日：平成24年3月23日 (法律第6号) 施行日：平成24年4月1日 (第1条)
サービスの 概要	①解決に役立つ法制度や相談 窓口等の情報提供(電話や メール等)、ホームページ に災害に関するQ&A等を 掲載 ②被災者専用フリーダイヤル (震災 法テラスダイヤル) にて情報提供 ③東日本大震災の被災地に開 設した被災地出張所にて、 「よろず相談」を実施	経済的に余裕のない方などが 法的トラブルにあった際に、 無料で法律相談を行う。	政令で指定された一定の大規 模災害により被災された方に 対し、災害発生から最長で1 年間、無料で法律相談を行う。	東日本大震災に際し、災害救助 法が適用された区域に平成23 年3月11日に住居等があった 方に対し、無料で法律相談を行 う。
利用者の 条件	特になし	収入や資産(預貯金・不動産 等)が一定額以下である方	・大規模災害が発生した日に、 政令で定められた被災地に 住所、居所、営業所又は事 務所を有していた方 ・資力は問わない	・東日本大震災に際し災害救助 法が適用された市町村(東京 都を除く)に平成23年3月 11日に住居や営業所等があっ た方 ・資力は問わない
無料法律相談の 対象		刑事事件を除くすべて	刑事事件を除くすべて	刑事事件を除くすべて
適用災害	①サポートダイヤル：すべての 災害 ②被災者専用フリーダイヤル (震災 法テラスダイヤル)： 東日本大震災、平成28年熊 本地震、平成30年7月豪雨 ③よろず相談：東日本大震災	すべての災害	・平成28年熊本地震 ・平成30年7月豪雨	東日本大震災
弁護士・司法書士による援助が必要な場合	業務	代理援助／書類作成援助		震災代理援助 ／震災書類作成援助
	サービスの 概要	弁護士・司法書士費用等の立替え		弁護士・司法書士費用等の立替 え
	利用者の 条件	以下のいずれにも該当する方 ・収入や資産(預貯金・不動産等)が一定額以下であること ・勝訴の見込みがないとはいえないこと ・民事法律扶助の趣旨に適合すること		・東日本大震災に際し災害救助 法が適用された市町村(東京 都を除く)に平成23年3月 11日に住居や営業所等があっ た方 ・資力は問わない
	代理援助 ／ 書類作成 援助の 対象	[代理援助の対象] ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続(民事裁判等手続 に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む) [書類作成援助の対象] ・訴状等の民事裁判上の書類		[代理援助の対象] 震災に起因する事件の以下の手 続 ・民事・家事・行政に関する裁 判所の手続(民事裁判等手続 に先立つ和解の交渉で特に必 要と認められるものを含む) ・ADR機関の手続 ・行政不服審査などの行政手続 ・各種示談交渉(東京電力(株) に対する請求書提出等) [書類作成援助の対象] 震災に起因する事件の以下の書 類 ・訴状等の民事裁判上の書類 ・ADR手続上の書類 ・行政不服手続上の書類 ・東京電力(株)に対する請求書 等
	立替費用の 返済	原則として事件の開始時から毎月返済		事件の終結後から毎月返済

6-2 平成30年度における災害対応

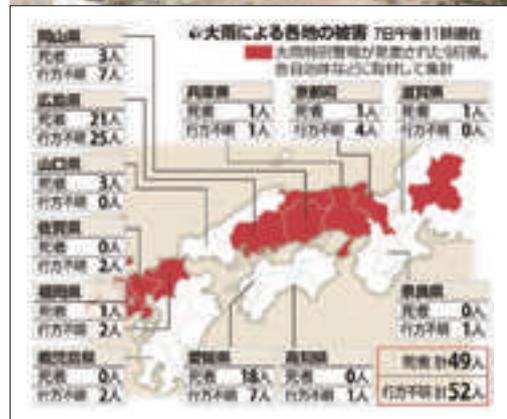
1 平成30年度の災害

平成30年度は、日本列島各地で自然災害が相次いだ。

なかでも、6月28日から7月8日にかけて発生した平成30年7月豪雨では、気象庁が過去最多の11府県に大雨特別警報を出すなど、西日本を中心に広範囲かつ長時間の記録的な大雨が降り続いた。消防庁によれば、平成31年1月時点の平成30年7月豪雨による人的被害は、死者237名、行方不明者8名、住宅被害は全壊6,767棟を含む50,000棟以上にのぼり、「平成最悪の豪雨」災害となった。

また、9月6日に北海道胆振東部地方で発生した地震(平成30年北海道胆振東部地震)は、北海道で初めてとなる最大震度7を観測し、死者40名以上、重軽傷者670名以上の死傷者を出すとともに、地震の影響により国内で初めての大規模な停電(ブラックアウト)が起きた。

このほか、6月には大阪府北部地震、9月には台風第21号により猛烈な高潮と高波が発生した結果、関西国際空港が閉鎖となるなど、想定を超える事態への対応が求められた。



読売新聞(平成30年7月8日)

2 平成30年7月豪雨対応

法テラスでは、平成30年7月豪雨発生直後に、被災者の生活再建に役立つ情報提供の一環として、ホームページ上に「平成30年7月豪雨(西日本豪雨)Q&A」を開設した。

7月14日には、政府により、平成30年7月豪雨につき、特定非常災害特別措置法及び総合法律支援法に基づく特別措置を適用するための各政令が閣議決定された。これにより法テラスでは、平成28年熊本地震に続き、令和元年6月27日までの約1年間、平成30年7月豪雨被災者を対象とした無料法律相談(被災者法律相談援助)を実施することとなった。また、被災者専用フリーダイヤル(震災 法テラスダイヤル)を平成30年7月豪雨被災者にも利用可能とし、電話による情報提供を開始した。

平成28年熊本地震時と異なるのは、当業務の援助対象地域が11府県110市町村にも及んだことであった。法テラスでは、各地の弁護士会・司法書士会、地方公共団体等の関係機関やマスコミなどを通じて、当制度の周知に一層努めた。

また、災害時において、迅速・適切な法的支援を提供するには、災害の都度、業務継続計画を見直して、今後の災害に備え平常時にいかに準備をしておくか、特に、各地の弁護士会・司法書士会、地方公共団体等の関係機関との連携・協力関係をいかに強化しておくか、その重要性について改めて認識させられた。



愛媛新聞(平成30年9月15日)

(1) 被災者法律相談援助業務の実施状況

ア 全体の件数及び推移（月別）

業務開始以降、本援助による法律相談の実施件数は、落ち着きを見せた時期はあったものの増加傾向で、援助が終了する6月には月間過去最高件数を記録し、累計18,582件となった。

資料 6-3 被災者法律相談援助の月別件数の推移



(注) 平成30年7月～令和元年8月実施分
 なお、令和元年6月27日までに相談申込があれば以降においても実施可能であるため、7月・8月にも実績がある。

イ 事務所別件数

広島と岡山とで全体の約7割を占めている。

両県は土砂災害による被害や河川の氾濫による浸水被害が多い地域を抱えており、人口も多いことから、被災地域の状況を如実に反映しているものと考えられる。

資料 6-4 被災者法律相談援助の事務所別件数



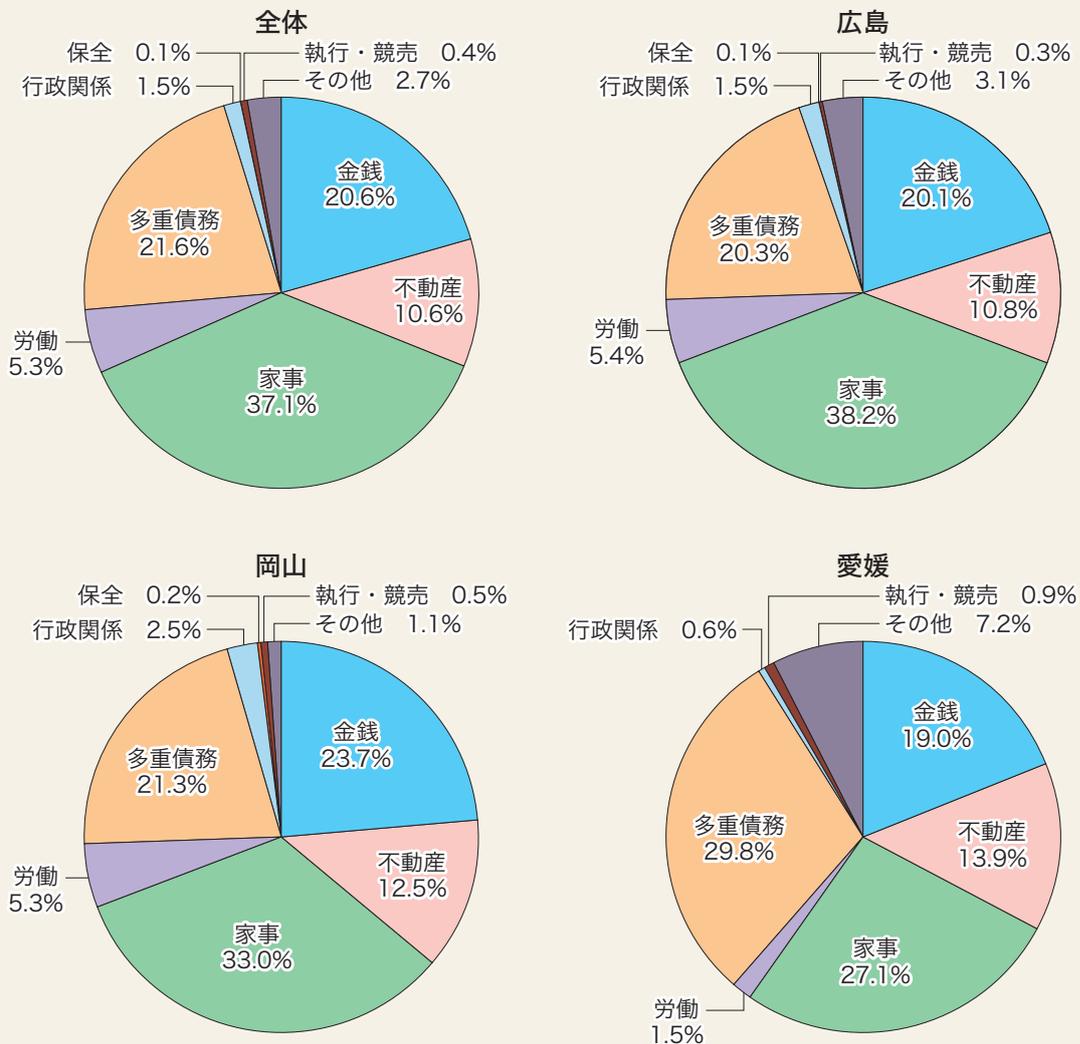
(注1) 平成30年7月～令和元年8月実施分
 (注2) 「その他」は、平成30年7月豪雨に係る災害救助法適用区域を有していない4事務所での合計件数

ウ 相談内容の傾向

相談内容を分野別に見ると、離婚や相続などの家族に関するトラブル、損害賠償請求などの金銭トラブル、借金やローンなどの問題が大きな割合を占めた。

家事事件は、本援助による法律相談を始めた当初から最も大きな割合を占めており、多重債務事件がこれに次いでいる。広島と岡山に並んで特に被害の大きかった愛媛においては、多重債務事件の割合が家事事件を上回った。

資料6-5 被災者法律相談援助の事件別内訳

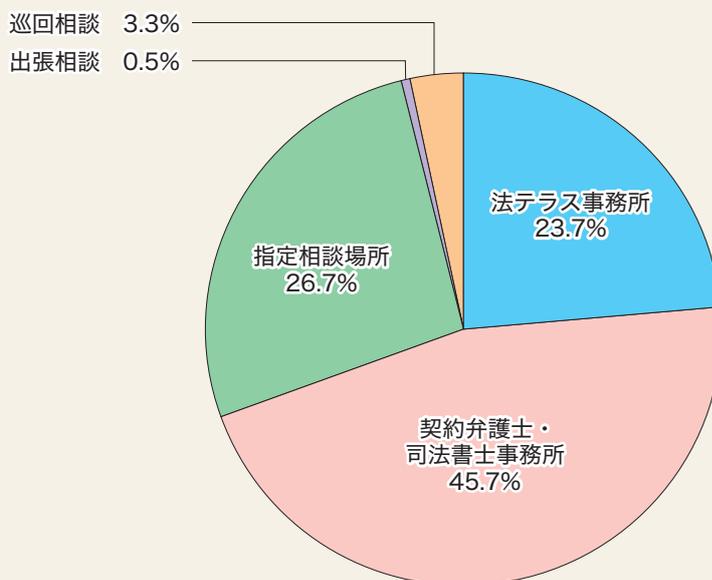


(注1) 金銭…損害賠償、貸金返還請求など
 不動産…土砂の流入問題、家賃滞納など
 家事…離婚、相続問題など
 労働…未払賃金、職場でのトラブルなど
 多重債務…住宅ローン滞納、連帯保証債務など
 行政関係…支援金申請、生活保護など
 保全…不動産の仮差押など
 執行・競売…不動産の強制競売など
 (注2) 平成30年7月から令和元年8月実施分

エ 相談を実施した場所の傾向

本援助による法律相談の半数近くが、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所で行われた。本援助の開始当初から、法テラスの事務所や指定相談場所（弁護士会や司法書士会等）での相談も一定程度の件数を維持していたが、時間の経過とともに契約弁護士・司法書士事務所における法律相談の割合が増加した。

資料 6-6 被災者法律相談援助の実施場所別件数



(注) 平成30年7月～令和元年8月実施分

オ 地方事務所別法律相談件数の伸び率

特に被害の大きかった3県（広島、岡山、愛媛）における、平成30年7月14日から令和元年8月31日までの民事法律扶助法律相談援助件数（被災者法律相談援助を含む速報値）を前年同時期と比較すると、いずれも全国平均（103.2%）をはるかに上回る高い伸び率を示している。

資料 6-7 法律相談援助件数の前年同時期比（広島、岡山、愛媛）

地方事務所	前年同時期比 (%)	平成30年7月14日 ～令和元年8月31日	平成29年7月14日 ～平成30年8月31日
広島	169.0%	16,216	9,595
岡山	132.6%	5,970	4,502
愛媛	115.3%	3,391	2,942

(2) 情報提供業務の実施状況

法テラスでは平成30年7月11日から、ホームページ上に「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）Q&A」を掲載した。また、7月14日からは、東日本大震災の被災者援助のために設けた被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）で、平成30年7月豪雨の被災者からの問合せも受け付け始めた。

ア 問合せ件数の推移（月別）

問合せ件数は、災害が発生した翌月の平成30年8月に127件に達したのち、減少傾向にあるものの、災害発生から約1年が経過した令和元年6月の時点においても、36件の問合せがある。

資料 6-8 平成30年7月豪雨に関する問合せ月別件数の推移

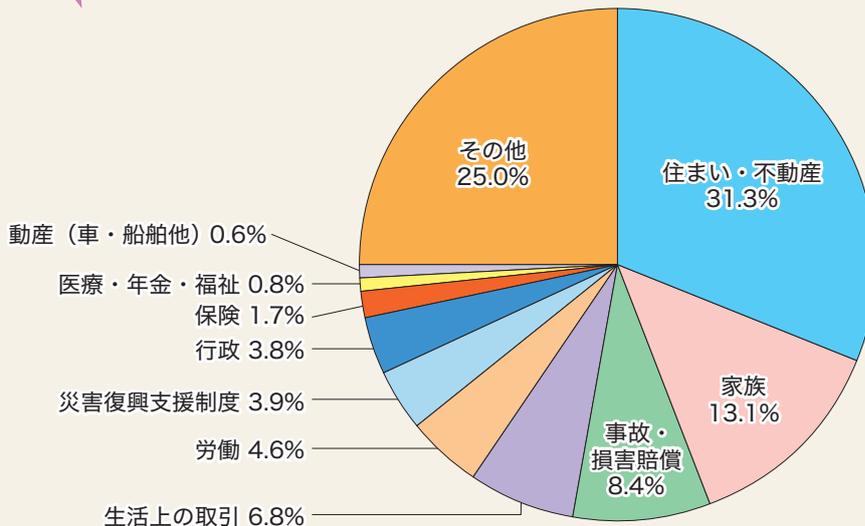


(注) 平成30年7月～令和元年6月

イ 問合せの傾向

住まい・不動産に関する問合せが最も多く、次いで家族、事故・損害賠償と続いている。

資料 6-9 平成30年7月豪雨に関する問合せ分野別内訳



(注) 平成30年7月～令和元年6月

問合せ例として、「豪雨で被災した家を解体することになったが、家族と他の親族の共有財産になっている。どこに相談すればよいか。」「息子が西日本豪雨で死亡した。遺産に関する法律の仕組みはどのようになっているか。」などがある。

広島における災害対応体制の構築について

法テラス広島法律事務所 弁護士 林 雅子

広島には、「広島県災害復興支援士業連絡会」（以下「連絡会」という組織があります。これは、平成23年5月、東日本大震災を契機に、広島に避難している被災者の支援を目的として発足したもので、法律・技術・福祉系の士業14団体及び法テラス広島地方事務所で構成され、法テラス広島のスタッフ弁護士が事務局を務めています。

「連絡会」は、平時から各専門士業間で情報交換をし、事務局は行政等と調整を行いながら、相談会などに専門士業を派遣しています。平成26年に発生した広島の土砂災害時には、「連絡会」はボランティアセンターに運営スタッフを派遣するとともに、各地で複数専門士業によるワンストップ相談会を開催しました。



平成30年7月6日深夜、平成30年7月豪雨災害で甚大な被害が発生しました。これを受けて翌7日の午前には、広島弁護士会が災害対策本部を設立し、法テラス広島のスタッフ弁護士は、法テラスの一員及び「連絡会」の事務局としてこれに加わりました。

各士業自身も被災者であるため、人材確保が危ぶまれながらも、「連絡会」は7月10日から各ボランティアセンターに弁護士を含む延べ301名を派遣しました。7月12日には、広島市危機管理室から、「安芸区役所の相談窓口には被災者が殺到している」として緊急の応援要請があった際は、2時間後には法律専門職の派遣を開始し、以降連日で、延べ224名を派遣しました。このほか、8月18日から翌年2月23日まで、広島県、広島市及びNPOと連携し、10か所の被災地で開催されたワンストップ相談会に、延べ50名の専門士業を派遣しました。

これらの活動により、土砂の撤去方法、家の修繕方法、義援金・給付金、税務等、被災者が抱える様々な相談に、専門士業が迅速に対応することができました。また、弁護士・司法書士による法的な問題に関する相談については、この「連絡会」に加えて、弁護士会・司法書士会独自の相談会も実施され、法テラスのサービスである「被災者法律相談援助」の利用が促されました。このように、被災者に対し、災害発生直後から支援を提供できたことは、平時からの士業間での交流及び行政等関係機関との良好な連携構築があったからにほかなりません。

そして平成30年10月30日、平成30年7月豪雨被災者へのさらなる支援のため、広島県及び広島県地域支え合いセンターとの間で、「被災者の見守り・相談支援業務に関する協定書」の締結に至りました。同センターからの要請を受けて「連絡会」が専門職を派遣するスキーム（「広島方式」）が構築され、現在も各地への専門士業派遣が継続しています。

今後の課題として、災害発生時に備え、平時から被災者支援のための対応態勢等に係る取り組みを、行政等関係機関と結ぶことが重要であると考えます。そして、法テラスがさらなる連携構築においても、また災害発生時の法的支援の提供においても、大きな役割を担えるよう努めたいと考えます。

3 平成30年北海道胆振東部地震対応

法テラスでは震災直後から、ホームページ上に「平成30年北海道胆振東部地震に関するQ&A」を掲載し、サポートダイヤルでも情報提供を開始した。

この地震で北海道全域が停電となり、道内4か所にある地方事務所（札幌、函館、旭川、釧路）も停電した。このため、9月6日から7日にかけて、当該4地方事務所への問合せをコールセンターが受電する態勢を整えた。

また、法テラスの業務のひとつである国選弁護士等関連業務においては、電話・ファクシミリにより迅速な指名通知業務を実施しているところ、これらが使用できない状況のなか、裁判所と相互に直接行き来するなど連携して対応し、また、契約弁護士の協力もあって、すべての受理事件に対し、「遅滞のない指名通知」（「3-2（4）国選弁護士候補の指名通知」参照）を行った。

（1）情報提供業務の実施状況

ア 問合せ件数の推移（月別）

問合せ件数は災害が発生した9月に62件に達したのち減少を続け、平成30年12月以降は6件以下で推移している。

資料 6-10 平成30年北海道胆振東部地震に関する問合せ件数の推移

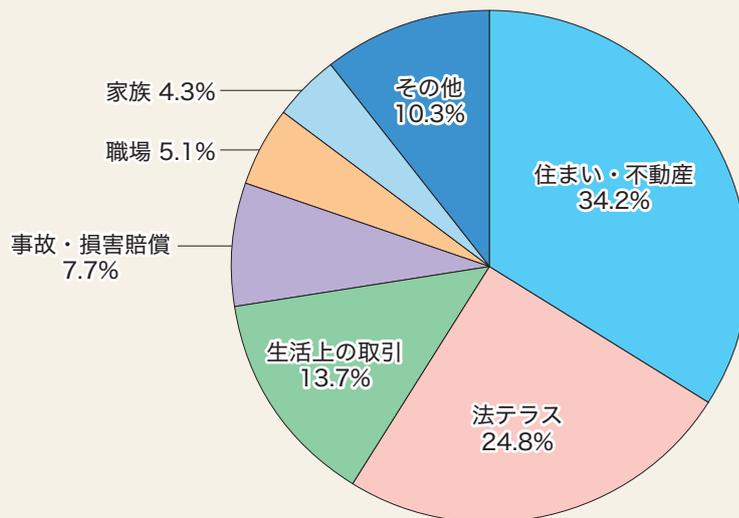


(注)平成30年9月7日～平成31年3月31日

イ 問合せの傾向

住まい・不動産に関するものが最も多く、次いで法テラス（法テラスの制度に関する問合せ等）、生活上の取引と続いている。

資料 6-11 平成30年北海道胆振東部地震に関する問合せ分野別内訳



(注)平成30年9月7日～平成31年3月31日

問合せ例として、「賃貸物件に住んでいるが、大家さんが壁のヒビを直してくれない。どうすればよいか。」「地震で隣の墓が崩れて自分の家の墓に損害が生じた。損害賠償請求するにはどうしたらよいか。」などがある。

6-3 東日本大震災対応

前述のとおり、平成24年4月1日に施行された「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）は、当初、平成27年3月31日までの3年間の期限付きの法律であったが、平成30年3月30日に2度目の延長が決定し、令和3年3月31日まで本業務を行うこととなった。

東日本大震災への対応としては、法テラス震災特例法に基づく「東日本大震災法律援助業務」のほか、被災地7か所（平成31年3月31日現在）に設置した被災地出張所での「よろず相談」、「被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）」（通話料無料）における全国各地の被災者への情報提供を実施している。

1 震災法律援助業務の実施状況

(1) 業務の状況

震災法律相談援助件数は平成24年度の業務開始以降、毎年増加していたが、平成28年度は52,995件（前年度比2.9%減）と初めて減少した。しかし、平成29年度は53,433件（前年度0.8%増）、平成30年度は54,765件（前年度2.5%増）と再び増加し、震災法律相談援助のニーズは依然として高いといえる。

震災代理援助件数は、平成30年度は216件（前年度比1.4%減）と減少し、震災書類作成援助は実績がなかった。

資料 6-12

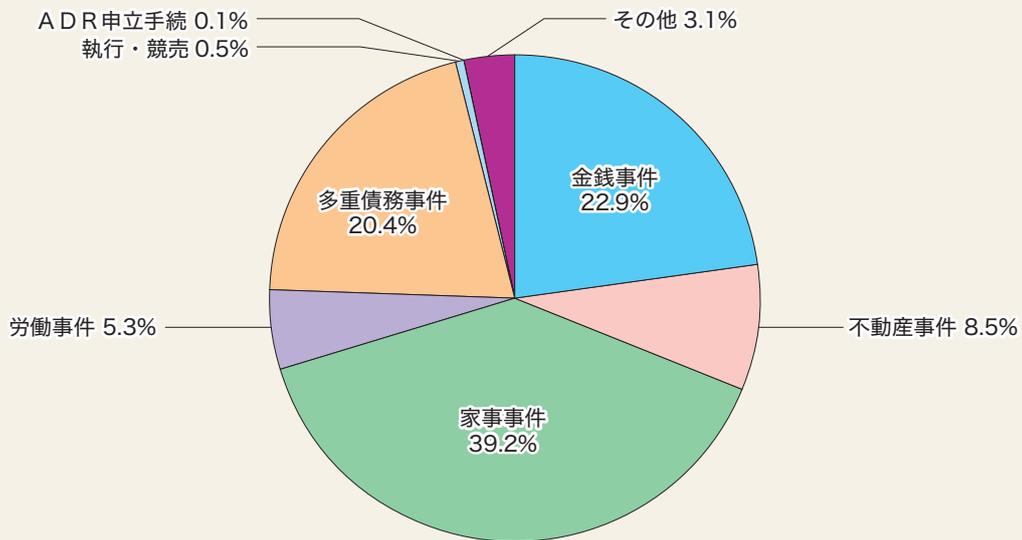
震災法律相談援助、震災代理援助・震災書類作成援助開始決定件数の推移

(件)

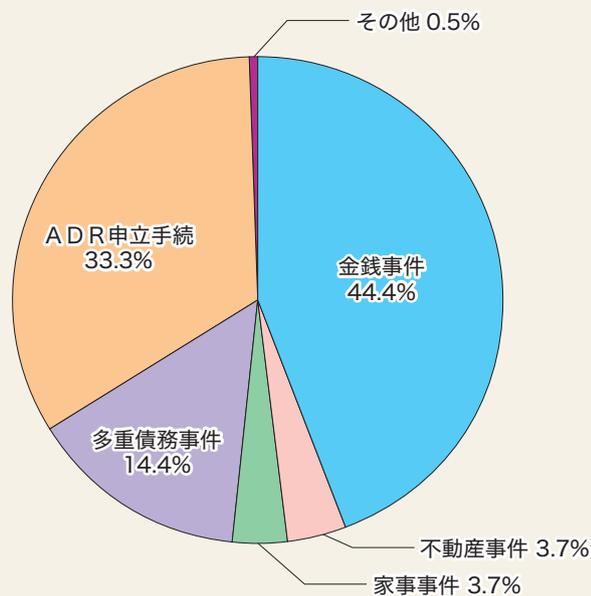
地方事務所	震災法律相談援助							震災代理援助							震災書類作成援助						
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
札幌	0	2	0	3	2	0	1	1	8	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
函館	2	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	3	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	160	167	148	229	262	413	517	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	7,424	8,916	9,299	9,489	9,225	9,463	9,135	74	37	27	20	23	20	11	0	0	0	0	0	0	0
宮城	18,675	19,789	20,636	21,050	20,263	20,119	20,808	323	203	113	89	51	30	30	4	2	2	37	26	14	0
秋田	10	3	1	0	3	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	235	452	234	126	68	21	27	119	1,087	957	413	111	51	42	0	0	0	0	0	0	0
福島	9,564	10,583	11,237	12,930	11,591	11,208	10,947	390	174	279	231	106	62	30	2	6	5	5	1	6	0
茨城	4,555	5,802	6,711	7,420	8,150	8,858	9,864	45	19	10	4	6	3	1	0	0	0	0	0	0	0
栃木	1,387	1,955	2,519	2,619	2,595	2,576	2,723	3	4	3	3	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0
群馬	1	5	4	3	0	0	4	0	4	1	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
埼玉	44	15	12	9	6	6	4	1	10	6	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
千葉	164	310	332	380	505	504	401	7	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
東京	258	80	64	58	37	32	64	1,694	366	24	1,260	144	45	92	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	60	12	4	1	6	4	1	5	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
新潟	306	248	299	220	255	194	250	1	314	329	74	20	4	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	4	3	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
福井	4	2	0	0	0	0	2	11	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
山梨	14	5	4	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	1	0	0	2	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	2	3	2	2	3	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	1	4	0	7	1	6	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
三重	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
滋賀	3	2	0	0	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	28	6	3	2	3	5	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
大阪	14	9	1	1	1	0	0	2	2	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	6	5	2	3	1	0	0	3	2	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	7	2	2	0	0	0	0	5	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	8	2	0	0	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	8	0
広島	11	8	5	8	3	1	1	6	3	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	3	1	3	1	0	0	0	18	13	4	0	0	0	1	1	0	0	0	0
佐賀	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	3	0	2	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	9	5	4	1	2	0	0	0	11	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	1	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	3	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	8	5	8	1	4	6	8	1	1	2	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	42,981	48,418	51,542	54,575	52,995	53,433	54,765	2,699	2,267	1,802	2,126	471	219	216	8	13	9	43	31	29	0

平成30年度の震災法律相談援助を事件内容別に見ると、家事事件が最も多く39.2%となっている。震災代理援助では、金銭事件が最も多く、全体の44.4%を占めている。

資料 6-13 平成30年度震災法律相談援助の事件別内訳



資料 6-14 平成30年度震災代理援助の事件別内訳



(2) 震災法律援助契約弁護士数・司法書士数の推移

震災法律援助の担い手になる弁護士、司法書士は、民事法律扶助事業と別の新たな契約を交わす必要がある。この契約弁護士数は平成27年度に微減したが、平成28年度から再び増加し、平成30年度は前年比1.1%増となった。契約司法書士数は毎年増加していたが、平成30年度は前年度比0.4%減となっている。

資料 6-15

震災法律援助契約弁護士数・震災法律援助契約司法書士数の推移

(人)

地方事務所	震災法律援助契約弁護士数							震災法律援助契約司法書士数						
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
札幌	166	180	181	191	197	201	207	36	34	34	33	33	33	33
函館	15	17	26	20	22	22	22	3	3	3	3	3	3	3
旭川	15	16	19	23	27	27	26	4	4	4	4	4	4	4
釧路	16	17	20	19	19	20	20	3	4	4	4	4	4	4
青森	32	38	52	45	44	44	43	9	10	12	11	11	9	7
岩手	76	83	87	85	87	87	88	16	25	28	32	33	35	44
宮城	322	343	370	384	391	407	403	50	55	56	61	59	65	66
秋田	43	48	49	46	46	47	46	15	17	17	17	17	18	17
山形	60	66	69	70	72	67	68	25	28	28	29	30	31	31
福島	151	155	170	175	180	175	180	56	63	68	70	72	74	74
茨城	148	170	202	198	216	218	225	12	37	45	47	49	51	52
栃木	69	75	88	88	87	99	100	2	3	5	5	6	6	6
群馬	49	51	53	52	50	48	47	27	27	27	26	25	25	25
埼玉	25	39	65	47	50	54	57	15	17	17	17	17	18	19
千葉	79	112	125	138	144	154	159	22	26	31	36	38	40	40
東京	339	399	538	526	537	547	558	75	110	119	122	127	129	129
神奈川	49	51	55	59	61	68	69	18	21	20	18	19	19	18
新潟	93	103	111	110	115	116	118	24	25	25	25	26	29	28
富山	9	10	13	10	12	12	11	10	10	10	10	10	10	10
石川	39	39	40	43	41	41	38	22	24	24	24	24	24	24
福井	21	25	27	27	26	26	27	6	6	6	6	6	6	6
山梨	18	18	22	21	21	20	19	14	16	16	16	16	16	16
長野	2	2	5	5	8	9	10	23	24	25	25	27	28	28
岐阜	18	30	38	29	29	29	30	5	5	5	5	5	5	5
静岡	64	69	91	78	86	88	90	57	56	56	57	58	55	55
愛知	8	11	16	13	16	17	18	57	62	74	86	85	85	83
三重	35	35	37	33	32	32	31	20	20	24	20	20	20	19
滋賀	25	25	30	25	25	25	26	3	3	3	3	3	3	3
京都	66	67	71	65	65	67	66	21	21	22	22	22	22	21
大阪	11	15	30	21	24	24	25	80	80	79	81	83	89	88
兵庫	11	18	23	20	25	26	27	5	5	5	5	5	5	5
奈良	10	10	16	15	15	15	19	6	6	6	6	6	5	5
和歌山	33	41	47	45	41	41	41	8	8	8	8	8	7	7
鳥取	2	2	4	2	2	4	4	1	2	1	1	1	1	1
島根	3	3	9	6	6	6	6	3	3	3	3	3	2	2
岡山	42	42	43	42	41	40	39	22	21	19	19	19	19	16
広島	14	29	34	29	30	30	30	40	37	35	34	33	32	33
山口	12	16	20	15	15	15	13	23	25	26	27	29	28	28
徳島	20	20	21	19	19	19	18	0	4	4	4	4	4	4
香川	6	7	12	6	7	7	7	4	4	4	4	4	4	4
愛媛	2	3	6	2	3	6	6	7	8	8	8	9	11	11
高知	6	6	13	4	4	4	4	8	7	7	8	9	11	12
福岡	12	13	24	15	18	18	18	96	94	92	89	84	80	78
佐賀	18	18	22	21	20	19	19	1	1	1	1	1	1	1
長崎	6	6	16	7	8	8	8	5	5	5	3	3	3	3
熊本	48	53	57	53	55	54	51	13	14	13	13	14	14	13
大分	25	28	34	39	41	41	41	7	7	7	7	6	6	6
宮崎	4	5	8	5	5	5	5	14	13	13	13	12	12	12
鹿児島	20	20	25	18	15	14	14	9	9	9	9	9	9	9
沖縄	30	32	39	34	34	34	34	15	15	15	15	14	14	11
全国合計	2,387	2,681	3,173	3,043	3,134	3,197	3,231	1,017	1,124	1,168	1,192	1,205	1,224	1,219

(注) いずれも各年度末現在

2 被災地出張所における専門士業による「よろず相談」

法テラスは、平成25年3月までに、宮城、福島、岩手の3県に合計7か所の被災地出張所を設置した。被災地出張所では、弁護士、司法書士による法律相談とともに、税理士、土地家屋調査士、建築士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士など各専門士業による「よろず相談」を実施し、被災者の複合的な悩みにワンストップで対応できるようにしている。平成28年度から平成30年度における各出張所での相談件数・内訳の推移は、資料6-16のとおりである。相談内容は、各地それぞれの傾向はあるが、家族、住まい・不動産の割合が高い地域が多い。

資料 6-16

被災地出張所における「よろず相談」件数と内訳の推移

(注1) 年度ごとに、件数の割合が一番高い相談内容を赤色、次に高い相談内容を青色で示した。
(注2) 1件の相談で複数の相談内容を含む場合には、複数回カウントしている。

〈宮城〉

法テラス南三陸（平成23年10月相談開始）

相談内容	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	93	24.2%	66	21.3%	98	34.3%
住まい・不動産	74	19.3%	57	18.4%	36	12.6%
生活上の取引	29	7.6%	29	9.4%	39	13.6%
保険	13	3.4%	10	3.2%	6	2.1%
医療・年金・福祉	34	8.9%	39	12.6%	12	4.2%
事故・損害賠償	8	2.1%	13	4.2%	11	3.8%
動産	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
労働	18	4.7%	9	2.9%	24	8.4%
行政	57	14.8%	41	13.2%	20	7.0%
災害復興支援制度	2	0.5%	2	0.6%	2	0.7%
その他（津波・原発・その他）	56	14.5%	44	14.2%	38	13.3%
合計	384	100.0%	310	100.0%	286	100.0%

法テラス山元（平成23年12月相談開始）

相談内容	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	64	29.8%	76	27.3%	89	37.1%
住まい・不動産	37	17.2%	53	19.1%	40	16.7%
生活上の取引	11	5.1%	31	11.1%	20	8.3%
保険	4	1.9%	2	0.7%	1	0.4%
医療・年金・福祉	30	14.0%	31	11.1%	27	11.3%
事故・損害賠償	5	2.3%	8	2.9%	3	1.3%
動産	1	0.5%	0	0.0%	0	0.0%
労働	9	4.2%	6	2.2%	9	3.8%
行政	32	14.9%	50	18.0%	32	13.3%
災害復興支援制度	0	0.0%	1	0.4%	1	0.4%
その他（津波・原発・その他）	22	10.1%	20	7.2%	18	7.5%
合計	215	100.0%	278	100.0%	240	100.0%

法テラス東松島（平成24年2月相談開始）

相談内容	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	189	28.9%	187	30.6%	267	32.2%
住まい・不動産	108	16.5%	67	10.9%	87	10.5%
生活上の取引	59	9.0%	72	11.7%	106	12.8%
保険	5	0.8%	8	1.3%	7	0.8%
医療・年金・福祉	96	14.7%	101	16.5%	136	16.4%
事故・損害賠償	29	4.4%	30	4.9%	60	7.2%
動産	1	0.2%	1	0.2%	0	0.0%
労働	45	6.9%	39	6.4%	61	7.4%
行政	95	14.5%	87	14.2%	83	10.0%
災害復興支援制度	0	0.0%	1	0.2%	2	0.2%
その他（津波・原発・その他）	26	4.1%	19	3.1%	20	2.4%
合計	653	100.0%	612	100.0%	829	100.0%

〈福島〉

法テラス二本松（平成24年10月相談開始）

相談内容	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	197	32.2%	212	30.2%	267	28.9%
住まい・不動産	137	22.4%	125	17.8%	187	20.2%
生活上の取引	54	8.8%	86	12.3%	120	13.0%
保険	0	0.0%	6	0.9%	8	0.9%
医療・年金・福祉	44	7.2%	38	5.4%	47	5.1%
事故・損害賠償	21	3.4%	38	5.4%	65	7.0%
動産	0	0.0%	0	0.0%	2	0.2%
労働	33	5.4%	59	8.4%	59	6.4%
行政	51	8.3%	52	7.4%	90	9.7%
災害復興支援制度	1	0.2%	1	0.2%	4	0.4%
その他（津波・原発・その他）	73	12.1%	84	12.0%	76	8.2%
合計	611	100.0%	701	100.0%	925	100.0%

法テラスふたば（平成25年3月相談開始）

相談内容	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	80	36.2%	76	38.0%	79	36.1%
住まい・不動産	45	20.4%	34	17.0%	25	11.4%
生活上の取引	17	7.7%	16	8.0%	50	22.8%
保険	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%
医療・年金・福祉	5	2.3%	8	4.0%	3	1.4%
事故・損害賠償	4	1.8%	3	1.5%	11	5.0%
動産	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
労働	13	5.9%	18	9.0%	11	5.0%
行政	50	22.6%	38	19.0%	28	12.8%
災害復興支援制度	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他（津波・原発・その他）	7	3.1%	7	3.5%	11	5.0%
合計	221	100.0%	200	100.0%	219	100.0%

〈岩手〉

法テラス大槌（平成24年3月相談開始）

相談内容	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	30	27.5%	30	34.8%	41	35.7%
住まい・不動産	40	36.7%	35	40.7%	41	35.7%
生活上の取引	9	8.3%	6	7.0%	10	8.7%
保険	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
医療・年金・福祉	4	3.7%	0	0.0%	2	1.7%
事故・損害賠償	1	0.9%	1	1.2%	5	4.3%
動産	0	0.0%	0	0.0%	1	0.9%
労働	3	2.8%	1	1.2%	5	4.3%
行政	15	13.8%	7	8.1%	6	5.2%
災害復興支援制度	1	0.9%	0	0.0%	0	0.0%
その他（津波・原発・その他）	6	5.4%	6	7.0%	4	3.5%
合計	109	100.0%	86	100.0%	115	100.0%

法テラス気仙（平成25年3月相談開始）

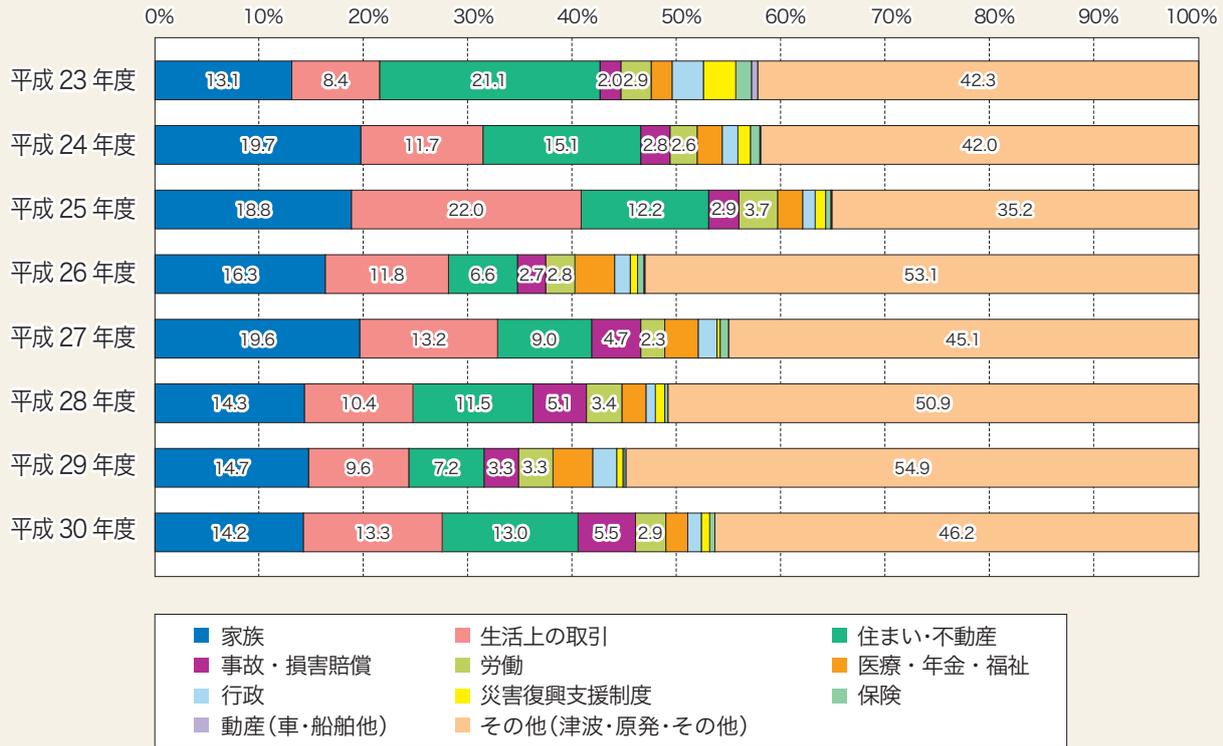
相談内容	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	69	40.8%	50	39.7%	43	30.1%
住まい・不動産	25	14.8%	12	9.5%	24	16.8%
生活上の取引	8	4.7%	10	7.9%	18	12.6%
保険	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
医療・年金・福祉	10	5.9%	10	7.9%	8	5.6%
事故・損害賠償	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%
動産	1	0.6%	0	0.0%	1	0.7%
労働	8	4.7%	3	2.4%	6	4.2%
行政	41	24.3%	38	30.2%	36	25.2%
災害復興支援制度	1	0.6%	0	0.0%	1	0.7%
その他（津波・原発・その他）	6	3.6%	2	1.6%	6	4.2%
合計	169	100.0%	126	100.0%	143	100.0%

3 被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）

法テラスでは、平成23年11月から被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）を開設し、全国各地の被災者に通話料無料で法的な問題の解決に役立つ法制度などについて、情報提供を行っている。問合せ内容の内訳では、家族、生活上の取引の割合が高い傾向が続いている。住まい・不動産に関する問合せは減少傾向にあったが、平成30年度には、前年度に比べ約6ポイント増加した。

資料 6-17

被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）問合せ内訳の推移



(注) 東日本大震災に関する問合せ件数である。

災害は忘れる間もなくやって来る

法テラス理事 北原 斗紀彦（元時事通信社解説委員）

平成時代は自然災害多発の時代でもあった。なかでも平成30年7月豪雨は広島、岡山、愛媛の3県を中心に死者・行方不明者が200人以上に上り、平成最悪の豪雨災害となった。また、令和元年の台風は、東日本を中心に記録的な大雨と強風による被害をもたらした。こうした災害を引き起こす異常気象の原因として地球温暖化が指摘されており、大規模災害は常態化しつつある。そして首都直下型地震、南海トラフ地震など巨大地震の発生可能性は高まっているとされる。

この中で、法テラスの役割はますます重要になっている。法テラスの災害対応態勢は法テラス発足5年目に発生した東日本大震災（平成23年3月）と、熊本地震（平成28年4月）の2度の大地震を経て強化された。きわめて大規模な災害では被災者の資力に関係なく無料で法律相談を行うなど法的支援が拡充されたほか、被災者が抱える問題に即した法制度や相談窓口を紹介する専用ダイヤルも設けられた。

災害発生後、被災者の救援活動が軌道に乗ると、被災者が直面するのは平穏な日常を取り戻すこと、すなわち生活をどのように再建していくのかという問題だ。内閣府のホームページによれば、被災者のための国の制度は経済・生活面の支援や中小企業・自営業への支援、安全な地域づくりの支援など合計73に及ぶ。このほか地方公共団体独自の施策も多岐にわたる。法テラスは専属の弁護士（スタッフ弁護士）を擁し、日ごろから行政、福祉機関のほか社会福祉士など関連士業などとのネットワークをつくって問題解決に当たっている。こうした支援制度を使いこなし、生活再建につなげるうえで法テラスの役割は大きい。

「災害関連死」という言葉がある。災害による直接死ではなく、避難生活が長引き生活再建が遅れたため病気になるなどして亡くなることを言う。将来を悲観した自死も含む。熊本県によると、熊本地震では建物倒壊などによる直接死は50人だったが、災害関連死と認められ災害弔慰金が支給された死者数は、地震から2年6カ月後の平成30年10月には215人に達した。また西日本豪雨の直接死は222人、災害関連死者数は発災から1年間で53人に上る。迅速な生活再建がなされなければならない。

災害は“弱者”を直撃する。法テラスは平成30年1月から特定援助対象者法律相談援助を開始し障害者や高齢者らに対する支援を拡大する一方、在留外国人増加を見すえて外国人支援を強化している。これらの人びとは災害時に通常の避難行動を取りにくい「災害弱者」（災害時要援護者）でもある。そして彼らは災害に巻き込まれる可能性が高いだけでなく、災害から難を逃れた後、生活再建に困難を抱えるリスクも大きい。災害時にこそ法テラスの真価が問われる。